

【答申の概要】（諮問第223号）人事委員会が実施した特定の事業所への労務管理に関する調査についての文書の非開示決定に対する審査請求

件名	人事委員会が実施した特定の事業所への労務管理に関する調査についての文書の非開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	1 ○○警察署において、賃金の支払対象外の業務があるとするに対する事業所調査の記録 2 ○○警察署において、時間外労働の過少申告の教育を行ったことに対する事業所調査の記録
非開示理由	条例第11条第2項（文書不存在）
実施機関	静岡県警察本部長（審査庁：静岡県公安委員会）
諮問期日	令和2年7月9日
主な論点	本件対象公文書を作成も取得もしていないとして、条例第11条第2項に基づく公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）としたことの妥当性

審査会の結論

静岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）決定は妥当である。

審査会の判断

審査請求人は、平成29年8月以降に時間外労働などに関して○○警察署及び○○警察署（以下「特定警察署」という。）を対象として、静岡県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が実施した労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第101条に基づく事業所調査（以下「事業所調査」という。）に関する文書の開示を求めており、これに対して、実施機関は対象となる公文書を保有していないとしていることから、実施機関による本件対象公文書の保有の有無について検討する。

(1) 本件対象公文書について

ア 特定警察署の職員の勤務条件等に関して事業所調査を行う権限は、人事委員会に付与されている（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項）。

当審査会事務局職員をして人事委員会に確認したところ、事業所調査には前年度の職員の就業実態、安全衛生、職場環境等について定期的に実施する定期調査と、労働災害や違反申告等があった場合に随時に行う随時調査があるとのことであり、実施機関が本件対象公文書として特定しているのは、平成29年8月以降の特定警察署に対する随時調査を受けた際の記録である。

イ アのとおり、人事委員会の説明によれば、随時調査は労働災害や違反申告等があった場合に実施するとされている。

労働者からの違反申告については、労基法第104条で規定されているが、労働者から同条に基づく申告を受けた場合であっても、労働基準監督官は申告に対して監督又は調査が義務付けられているわけではないとされている（東京高判昭56年3月26日参照）。

人事委員会における労基法違反の申告があった場合の対応について、当審査会事務局職員をして人事委員会に確認したところ、労働者から労基法の違反申告があった場合には、内容や緊急性等に応じて事業所調査の実施等の対応をしており、労働者以外からの労基法違反等の情報提供があった場合については、労基法に規定はないが、労働者から申告があった場合と同様の

対応をしているとのことであった。

また、労働災害があった場合についての対応も同様に内容や緊急性等に応じて事業所調査の実施等の対応をしているとのことであった。

(2) 本件対象公文書の保有の有無について

ア 実施機関は、本件開示請求を受け、仮に特定警察署に対する随時調査が実施された場合の主管所属（警務課）において、対象となる公文書の探索を行ったが、その存在を確認できなかったと主張している。

この点について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、そもそも平成29年8月以降に特定警察署に対する随時調査を受けていないとのことであった。

イ 静岡県警察（以下「県警」という。）の違法な労務管理などについて審査請求人が人事委員会にも情報提供しているとの趣旨の主張をしていることも踏まえ、当審査会事務局職員をして人事委員会に確認したところ、人事委員会は平成29年8月以降に特定警察署に対する随時調査を実施していないとのことであり、同月以降に特定警察署に対する随時調査が実施されていないことについて随時調査の実施主体である人事委員会と調査対象である実施機関の主張は一致している。

ウ したがって、平成29年8月以降の特定警察署に対する随時調査は受けておらず、また対象公文書の探索を行ったがその存在を確認できなかったとし、文書を保有していないとする実施機関の説明について、不自然、不合理な点はなく、この説明について覆すに足る事情も認められないことから、実施機関において本件対象公文書を保有しているとは認められない。

エ なお、審査請求人は、審査請求書、意見書及び口頭意見陳述において、実施機関の違法な労務管理が継続的に行われているなどの趣旨の主張を行っている。

しかしながら、当審査会は、条例に基づく開示請求に対して行われた非開示決定等について審査請求が行われた場合に、当該審査請求に対する裁決をすべき審査庁からの諮問を受け、当該非開示決定等の違法不当について調査審議を行い、審査庁に対して意見を述べる機関である。

したがって、審査請求人が主張するような実施機関の労務管理の違法性の判断については、当審査会の権限外の事項である。

別記1 開示請求の内容（本件請求文書）

- 1 公務災害係官は、公的機関・県警として「県警では、命令がなく働く時間は、ある。賃金の支払いはない」「県警では賃金の支払対象外の業務がある」と発言している。これは、労働基準監督署では、その見解は間違いだとされている。その業務が、警察官としての必要・本来・業務であれば、支払いは必要とされます。県警の見解は、間違いだと思います。
- 2 ○○警察署での時間外労働の過少申告の教育の件は、特定の警察職員個人だけの問題ではない。署員に対する○○警察署・県警の警察運営方針が問題だとしているのである。不正問題を個人問題に矮小化して、答えるべき回答をしない事は、不正の上塗りである。
- 3 送られてきた非開示決定通知書を同封し、マーカーで印を付けたが、警察職員である特定の個人を識別することができるものは非開示とされておりまして、その条件に適合するよう

開示請求書を作成した。

4 7年間、県警の不正をあれこれ指摘してきたが、県警には真摯な態度を期待することはできませんでした。この度の公文書情報開示の請求文書はどうでしょうか。静相情第25号にかなっておりませんか。

県警への事業所調査の記録の開示を1から4を根拠理由として請求します。

別記2 実施機関が特定した文書（本件対象公文書）

文書1 ○○警察署において、賃金の支払対象外の業務があるとするに対する事業所調査の記録

文書2 ○○警察署において、時間外労働の過少申告の教育を行ったことに対する事業所調査の記録

別記3 （略）